

保険料水準の統一目標年度について

令和7年度第2回
千葉県国民健康保険連携会議
資料1

保険料水準の統一のために必要になる検討課題、想定される対処期間及び現在の進捗は以下のとおり。

検討課題	想定対処期間	進捗状況
1 標準保険料率への引き上げ	協議：～R8年度 移行期間：～R15年度	市町村において標準保険料率を参考に保険料率を設定
2 標準的な収納率（収納率格差の解消）	協議：～R10年度 移行期間：～R15年度	指導や研修内容の充実化を通して、県と市町村間の連携強化や全体の収納率向上を目指すことを前提に、適切な設定方法について検討
3 賦課方式	協議：～R8年度 移行期間：～R15年度	2方式で協議中 その他の賦課に関する項目については次頁参照
4 市町村個別の歳入歳出の取扱い方針	協議：～R10年度 条例改正：～R12年度	3頁参照
5 保健事業のうち保険料財源とすべき額の決定	協議：～R8年度 条例改正：～R12年度	3頁参照
6 ①決算補填等目的の法定外繰入の解消 ②決算補填等目的以外の法定外繰入の統一	①～R12年度 ②未定	①赤字解消計画策定済 ②統一的な基準案の作成

賦課に関する項目についての検討状況

賦課に関する項目	現時点での方針	WGでのご意見
賦課方式	2方式で協議中	・ 議題（2）参照
応能応益割合	国の定めるガイドラインに従い、 $\beta:1$ で算定	
賦課限度額の変更	賦課限度額改定時期を当年度改正に統一する方向で協議中	・ 1年度遅れで改定している9団体については、当年度改正に変更が必要
条例減免基準の統一について	統一的な基準案の作成	・ 各市町村で具体的な運用方法や詳細な基準に差異があること
納期数	納期について課題整理を行い、「7月～2月」の8回で統一する方向で協議中	・ 納期数が減少する団体の被保険者にとっては、1回当たりの負担感が増加すること ・ システム改修費が発生すること
本算定及び仮算定時期の統一	・ 本算定時期を統一する必要性や時期を協議中 ・ 仮算定は実施しない方向で協議中	・ 各市町村で本算定事務の取扱いやベンダとの取り決めに差異があること ・ 仮算定については懸念事項なし

市町村個別の歳入・歳出項目についての検討状況

歳入項目	現時点での方針	WGでのご意見
出産育児一時金（法定繰入分）	県単位で算定	
都道府県繰入金（2号分）	一部を市町村単位で算定 （市町村独自事業の内容による）	・ 順次検討
保険者努力支援制度交付金（市町村分）	一部を市町村単位で算定 （市町村独自事業の内容による）	・ 順次検討
特別調整交付金 （市町村交付分（結核・精神の疾病に係る分、未就学児に係る医療費負担分、経営努力分経過措置分））	未定	・ 順次検討
財政安定化支援事業繰入金	未定	・ 順次検討
過年度保険料見込	未定	・ 順次検討
保険者支援制度	未定	・ 順次検討

歳出項目	現時点での方針	WGでのご意見
出産育児諸費・育児諸費	県単位で算定	
葬祭諸費	県単位で算定	
保健事業費・特定健康診査費	各事業ごとに共通事業、独自事業、負担対象外事業に分類し、その財源についても保険料財源、市町村独自財源に分類していく	・ 順次検討
直診勘定繰出金	未定	・ 順次検討
その他保険給付費	未定	・ 順次検討

保険料水準の統一目標年度について（まとめ）

現時点における各種課題の検討状況を踏まえると、被保険者に大きな影響が出る制度変更については議会での承認、住民への周知、段階的な移行等に一定の時間を要する見込みであることから、統一目標年度は国が目安として定める令和 1 5 年度を目指すことが合理的と考えられる。

【想定される統一までのスケジュール】

- ・～令和 1 1 年度 納付金ベースに向けた段階的な α の減少
- ・～令和 1 2 年度 決算補填等目的の法定外繰入の解消
- ・～令和 1 4 年度 賦課方式の変更や標準保険料率への引上げ等の移行期間
- ・ 令和 1 5 年度 完全統一

○目標年度を令和 1 5 年度とすることについて

厚生労働省から示されている「保険料水準統一加速化プラン（第 2 版）」において、令和 1 5 年度までに完全統一に移行することを目指しつつ、遅くとも令和 1 7 年度（令和 1 8 年度保険料算定）までの移行を求められていることから、現時点での目標年度は令和 1 5 年度を目指すこととする。

※多くの市町村において標準保険料率と実際の保険料率との間には大きな乖離があるため、年間の保険料増加額が著しく引上げが困難な状況になった場合は、目標年度の見直しについて再検討する。